

## 被差別部落掲載、二審も違法

# ひがし

通算第 88 号

2023.7.13 No.2

被差別部落の地名リストを掲載した書籍の出版やウェブサイトで掲載はプライバシーの侵害だとして、部落解放同盟と幹部ら234人が川崎市の出版社「示現舎」側に差し止めなどを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は6月28日、一審東京地裁判決と同様に該当部分のサイト削除と出版禁止を命じた。損害賠償は一部増額し計550万円とした。

土田昭彦裁判長は部落差別を「当該地域の出身であるとの理由だけで不当な扱いを受けるものだ」と指摘。地名リストに過去の住所や本籍があった場合や、家族の居住地が含まれたケースも含め、差別を受けずに平穏な生活を送る人格的利益の侵害を認定。現在の住所や本籍がリストにある場合を中心に違法と認定した一審判決から範囲を拡大した。

判決後、東京都内で記者会見した原告代理人指宿昭一弁護士は、判決が差別されな

い権利に基づいて違法性を認めた点を評価。

「他の差別問題の救済にも役立つのでは」と期待した。

示現舎の宮部龍彦代表は「いくらでも悪用可能な恐ろしい判決だ。上告するが、結論は期待していない」とのコメントを出した。

判決によると、示現舎は2016年2月、全国5367地区の地名リストを記載した戦前の「部落調査」を複製出版すると同社のサイトにも告知。同時期に、他の複数のサイトにも地名リストや、解放同盟幹部らの生年月日、電話番号などの個人情報掲載した。

(大分合同新聞6月29日朝刊より)



上記の新聞記事を少し詳しく解説すると2016年に示現舎は「全国部落調査・複製版」部落地名総監の原点」を出版・販売するためアマゾンで予約受付を開始しました。この本は昭和初期に政府の外郭団

体を実施した部落の実態調査の報告書で、全国5300以上の部落の地名・戸数・職業等を記載した非公開の資料でした。示現舎は、これを過去の地名を現在のものに修正し、「複製版」として出版しようとした。

多くの人の抗議により、アマゾンは取引を中止しましたが、示現舎は他の書店を通して出版しようとした。さらにネット上にこの本のデータを公開し、拡散を扇動しました。

このことに関して部落解放同盟や被差別部落出身者がプライバシーの侵害だとして、出版社側に出版の差し止めなどを求めた訴訟の控訴審の判決が6月28日出されたのです。

差別を煽るような行為は絶対に許されません。

また、私たちも、何が真実なのかを見抜く目を持つためにも、学習していくことが大切だと思います。